

土木部土木工事成績評定要領

(目 的)

第1条 この要領は、土木部土木工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに請負者の指導育成及び適正な選定に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、土木部土木工事検査要領に基づき検査を行う工事のうち1件の当初設計額が500万円以上の工事とする。

(評 定 者)

第3条 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は土木部土木工事検査要領に定める検査員並びに土木部土木工事監督要領に定める監督員とする。

(評定の内容)

第4条 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価

(評定の方法)

第5条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に土木工事竣工検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第3号）、土木工事中間検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）又は土木工事出来形検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）により行うものとする。

- 3 評価に際しての審査基準は、工事成績採点の審査項目別運用表（別紙－1から別紙－4）、審査基準特記事項（別紙－5）及び「施工プロセス」のチェックリスト（別紙－6）によるものとする。

（評価結果の通知）

第6条 評価の結果は、「土木部土木工事成績評価の通知に関する規定」に従い請負者に通知するものとする。

（評価の修正）

第7条 評価を行って後、請負者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評価の修正を行うものとする。

- 2 前項の規定に従い評価の修正を行ったときは、第6条の規定に従い、遅滞なくその結果を請負者に再通知するものとする。

附 則

この要領は、平成9年1月1日から施行する。

この要領は、平成11年7月1日から改正施行する。

この要領は、平成14年4月1日から改正施行する。

この要領は、平成15年7月1日から改正施行する。

この要領は、平成17年4月1日から改正施行する。

この要領は、平成22年4月1日から改正施行する。